

【救済手段一覧】

| 手続の名称等 | 主な対象 | 救済手段 | 実施主体・窓口 | 手続の強制力 (出頭、証拠提出の強制等) | 救済の強制力 (既判力・執行力等) | 根拠法令等 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------|---|
| ①裁判 | 民事紛争全般 | 判決、決定等 | 裁判所 | あり | あり | 民事訴訟法、裁判所法等 | ・R6年度の新規受理は141,526件 (地裁受理民事事件通常訴訟数) |
| ②仲裁手続 | 不動産の売買・賃貸、工事契約等の紛争 | 仲裁合意(書面) | 弁護士会等(弁護士会の紛争解決センター等) | なし | あり | 仲裁法 | ・日弁連 R5年度全国申立数 1,022件 ・本県 R5年度中申立て 16件、相手方の応諾 13件、解決 8件(解決分は旧年度申立分を含む) |
| ③民事調停 | 民事紛争全般 | 調停調書 | 簡易裁判所 | あり | あり (当事者間で合意が成立し、調停調書が作成された場合) | 民事調停法 | ・R6年度の新規受理は26,278件 ・処理期間概ね3か月 |
| ④法令に基づく救済(例:不当労働行為審査) | パワハラ等 | 命令(不当労働行為の場合) | 県労働委員会 | あり | あり | 労働法 | ・他にありません、調停、仲裁を行うことができるが、これらは当事者の合意のあるときのみ利用可 |
| ⑤不服申立て又は苦情の申出 | 行政庁の処分その他公権力の行使等 | 容認、棄却又は却下の判断 | 各行政機関 | あり | あり | 行政不服審査法等 | |
| ⑥本県の条例に基づく申立て | 障がい者・子どもの人権、男女共同参画 | 相談、勧告(障がい者関係では「あっせん」もできる) | 県庁担当課 | なし | なし | 本県条例※1 | ・子ども 2件(H27.4~)※2 ・障がい者 0件(R4.10~) ・男女共同参画 1件(H15.4~)※2 |
| ⑦弁護士会の人権擁護委員会への申立て | 人権紛争全般 | 警告、勧告、要望、意見の表明、助言・協力、再審請求支援 | 弁護士会(弁護士会の人権擁護委員会) | なし | なし | 弁護士法 | ・年間数件について要望、勧告等を実施(申立て件数は不明) |
| ⑧法務局による人権侵害事件の救済手続 | 民事紛争全般 | 相談、援助、調整、説示・勧告、要請、通告、告発、啓発 | 地方法務局 | なし | なし | 法務省設置法、人権擁護委員法 | ・毎年度、約8千件~9千件に対応(R6年度、新規103件) ・対象、手段、効力など⑨と同じ |
| ⑨三重県・佐賀県の条例によるあっせん等 | 不当な差別等(①~⑤や各県条例の別手続を利用しないもの) | 相談、助言、説示、あっせん、勧告 | 各県の条例設置委員会 | なし | なし | 各県条例 | |

※1 長野県の未来を担う子供の支援に関する条例、障がい者のある人もない人も共に生きる長野県づくり条例、長野県男女共同参画条例

※2 勧告の対象となったのはいずれも県教育委員会